

1 はじめに

- 授業参観で… 保護者は何を見ているか？
教師は何を見ているか 教師は何を見るべきか 教師は何をしているか 教師は何をすべきなのか
- 授業研究会で… どのような発言，どのような議論を期待していますか。
じっくり子供の反応を見ていくことができる。→子供を見る力がある教師は授業改善をする力をもっており，改善を行っている。

人の授業を見るチャンスを生かす。

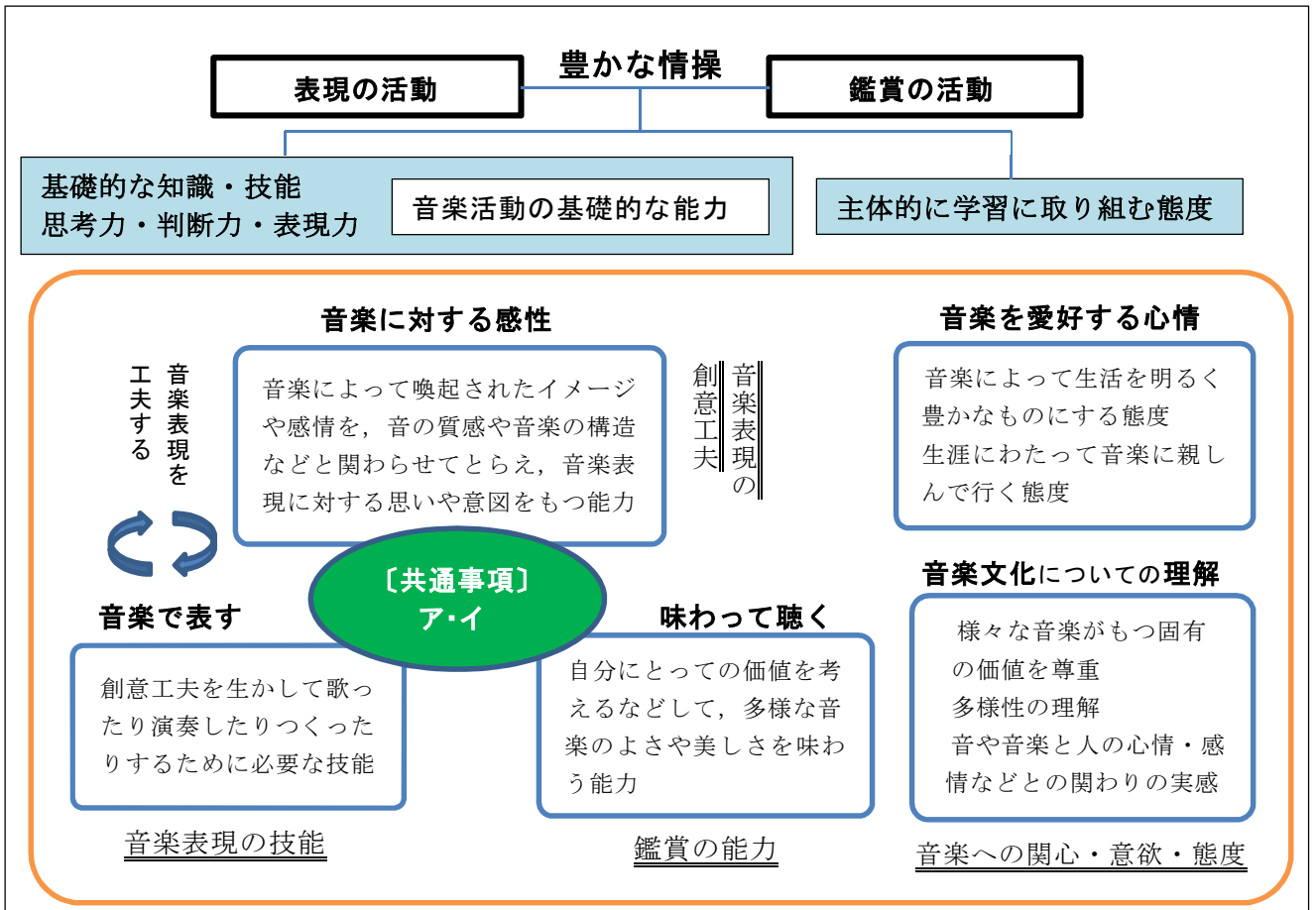
- ・ 授業のねらいに基づいた内容が語られる。
- ・ 生徒の具体の姿が語られること。
- ・ 生徒の姿と教師の指導との関係が語られること。
- ・ 「私だったら…」という題論があること。 → 協議会として学びを深めることができる。授業者や参観者にとっても学びが深まる。とてもよい検討会になる。

2 音楽科における教育課程実施上の課題と指導上の留意事項

(1) 学習指導要領音楽の要点について

- ① 指導のねらいや手だてを明確にし，生徒が感性を高め，思考・判断し，表現する一連の過程を重視。（共通事項との関わり，思考力・判断力・表現力をはぐくむこと）
- ② 音楽の学習と，学力の重要な要素の関係を整理し，指導の内容と学習を反映。
- ③ 創作と鑑賞の学習の質的充実。
- ④ 目標に「音楽文化の理解」を明記し，我が国や郷土の伝統音楽の学習を充実するとともに，音楽の多様性の理解を図り，グローバル化・国際化する社会の進展に対応。

(2) 目標構造と能力の関係



(中学校音楽科担当指導主事連絡協議会プレゼン資料より)

中学校 音楽

(3) 感性とは？ 情操とは？

- ・ 「音楽に対する感性」とは、音や音楽のよさや美しさなどの資的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味している。(後略)
- ・ 情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。(後略)

中学校学習指導要領解説音楽編(文部科学省 平成20年9)より

(4) 「評価規準」の設定について

- ・ 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況をみる評価(目標に準拠した評価)を着実に実施するためには、各教科の目標だけでなく、領域や内容項目レベルの学習指導のねらいが明確になっている必要がある。そして、学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたというの、どのような状態になっているかが具体的に想定されている必要がある。
- ・ このような状況を具体的に示したものが評価規準であり、各学校において設定するものである。

(5) 我が国の伝統音楽

○ 根拠：教育基本法

(前文)・・・伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

(第2条 教育の目的) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法 (第21条第3号 義務教育の目標)

第2期教育振興基本計画(グローバル社会の中で特に求められる力、伝統・文化等に関する教育の推進)

中学校指導要領 音楽より A表現 B鑑賞 指導計画と内容の取扱いなど

- 「ピンチ」を「チャンス」に！ そもそも授業とは「児童生徒と共につくっていくもの」。音楽科の目標の中に「幅広い活動」とあるが、音楽の教師自身の音楽経験が幅広くない場合があるのでは？

子供たちと一緒に学ぶ

子供たちから学ぶ

教師自身の音楽に対する価値観を広げる(教師としての資質向上)

授業改善のきっかけとなる(一方的な教え込み → 主体的・協働的・創造的)

(6) 我が国や郷土の伝統音楽を、必修として学習する意義

中等教育資料平成27年度6月号参考

① 「できる人を育てる」

技能的な「うまさ」より、その音楽の特徴やよさ、価値などを自分なりに理解、解釈し、そのことを自分の言葉で語れること。

② 「よさが分かる人を育てる」

雅楽や歌舞伎、能などを、縁者として受け継ぐ人は限られている。しかし、この限られた人々が、精進に精進を重ね、素晴らしい芸術文化を披露しても、そのよさや価値について分かっている人がいなければ、文化として継承・発展し続けることは難しい。発信する人と受信する人の双方が、そのよさや価値をそれぞれの立場で認識すること。

これからの音楽教育のために共に学び、成長していきましょう